令和8年度水島港利用補助金制度のご案内

荷主向け　**【水島港利用促進支援事業費補助金】**



(3) 大口継続利用補助

変更しました！

補助対象期間

事業計画書を提出した年の１月１日から令和10年12月31日まで

補助対象者

補助対象期間の各年に水島港を船積港として輸出し、又は陸揚港として輸入したコンテナ貨物が、**令和7年と比較して100TEU以上増加**し、かつ、**増加したコンテナ貨物の補助対象期間における合計が600TEU以上**である**荷主**

補助金額

１者当たり最大**300万円**（令和10年度交付）
※「(1)新規・転換利用」「(2)継続利用拡大」と併用可能。ただし、(1)(2)を補助対象期間内に交付を受けた場合は、300万円からその額を除く）

《利用例》　※貨物量の単位はTEU

① R9事業計画提出＆R9新規利用→R10まで貨物量キープ
R7,8：貨物量0
R9　：貨物量300（対R7 100以上増加）【(1)新規利用100万円交付】
R10：貨物量300（対R7 100以上増加 & R9～10合計 対R7 600以上増加）
☞R10 200万円交付（300万円-100万円(R9補助分)）

② R8事業計画提出→(R8実績100TEU未満)→R9事業計画再提出（再び補助対象へ!）

	R8計画	R9計画
R7	貨物量100	100
R8	貨物量200	100（　R8条件未達成　）⇒R9事業計画再提出
R9	貨物量300	400（対R7 100以上増加）【(2)継続利用50万円交付】
R10	貨物量400	400（対R7 100以上増加 & R9～10合計 対R7 600以上増加）

☞R10 250万円交付（300万円-50万円(R9補助分)）

事業の流れ

荷主 ⇔ 岡山県
①事業計画書提出
③交付申請(R10)
②事業計画書確認
④補助金支払(R10)

延長しました！

事業計画書提出期間
令和8年6月1日(月)
～
令和9年11月1日(月)
※状況によっては締切を繰り上げる場合があります。

本補助金に関する問い合わせ先
岡山県土木部港湾課　計画振興班　Tel：086-226-7486　E-mail ：kowan@pref.okayama.lg.jp

2026.11.2 時点